

# 放射能のない福島を返せ！

## ～放射能と子どもたちそして教職員の苦悩～

福島県教職員組合

原発事故は、人々の生活、子どもの生活と未来をメチャメチャにしてしまった。原発事故は、子どもの権利を侵害した。学ぶ権利、教育の機会均等も危ういものとした。そして、将来にわたる健康への不安を負わせた。この原発事故の問題は、福島県だけの問題ではない。子どもたちの未来にかかわる重大な問題である。

安全な原発はない。一度暴走した「核」を人間はコントロールできない。その「核」の犠牲になるのは人類のみならず、自然全体である。今地上に落ちた放射性物質は、放射線を出し続けている。それを取り除こうといういろいろな取り組みられているが、完全に取り除くことができない。人々は、放射能の下での生活を強いられている。「原発容認・推進」の人たちは、「安全」を説いている。文科省の放射線教育も同様である。時間経過が人々の問題意識を低下させ、放射能の恐ろしさを忘れさせてしまうような動きも作られてきている。特に子どもたちの教育を通して...

多くの人々は、今後の生活、健康に対し大きな不安を抱えている。「核の平和利用」「安全神話」によって進めてきた国策としての原発政策を進めてきた国と、利益追求を最優先し安全を軽視してきた東京電力に対し、「放射能のない福島を返せ！」「安心して暮らせる福島を返せ！」と、このような甚大な被害を及ぼす事故を起こした国と企業の責任を徹底追求しつつ、しっかりと損害賠償を求めていくことが重要だ。

福島県は、復興ビジョンの中に、事故を起こした東電第一原発1～4号機の廃炉のみならず、県内の東電第一原発6基・第二原発4基の全ての廃炉を盛り込んでいる。福島の全ての原発を無くし、全国の原発も無くす。そして再生可能な新エネルギーの転換をすすめ、福島を拠点としながら人々の雇用を保障していくことが必要。

脱原発社会の実現を！脱原発、再生可能なエネルギー政策への転換を全国の運動に！

### 1. 3.11、福島第一原発が外部電力の全てを

喪失するという大事故を起こした。

#### (1) 住民の避難

～人々の生活はメチャメチャになった。～

避難指示が出されたものの、避難誘導、原発事故等の情報がない中、避難が行われた。

地震・津波により避難所に避難していた人たちは、何も持たずに自治体で準備したバスで集団で避難した。県外にも多くが避難し、現在も避難地での生活が続いている。

個別に避難した人は、他の自治体の避難所についても入れない状態。ガソリンがない中、数日かけて原発から遠く離れた場所や県外にやっと避難したのがほとんど。

#### (2) 原発事故により、大量の放射能がまき散らされた。

原発事故により放射能が放出されたときまだ避難前だった人、情報がなく高線量のところに避難した人、放射能に汚染された地域に暮らす人などが多くが被曝。

#### (3) 第1原発20km圏内は人が住めなくなった。

また、20km～30km圏内は、当初自宅待機区域となりその後、緊急時避難準備区域となり、多くの人が区域外に避難した。その後計画的避難区域となった住民は避難した。現在、ホットスポットとなっている地域を特定避難勧奨地点として避難が進められている。

県外避難3.6万人 失業4.6万人(6月末)

2. 原発事故により、故郷での生存権を奪われ、子どもたちは学習権・教育の機会均等を著しく侵害。福島県の教育現場は大きな困難と危機的状況に

#### (1) 学校の状況

臨時休業(4月時点)

小学校37校、中学校20校、高校11校、特別支援学校1校。第1原発から20km圏内では、小学校17校、中学校8校、高校6校、特別支援学校1校

緊急時避難準備区域解除に伴い、復帰した学校  
小学校8校(南相馬市6校、いわき市2校:10月再開)、中学校3校(南相馬市2校、いわき市1校:10月再開)

南相馬市で、もどれない学校(臨時移転校)は小高区の小学校4校、中学校1校と石神地区の小学校2校と中学校1校、原町区の中学校1校の計9校。

臨時移転による実施校(1月現在)

小学校20校(双葉郡7校、南相馬市7校、飯館村3校、川俣町1校、田村市2校。9月以降に再開した学校:双葉郡4校)

中学校11校(双葉郡6校、南相馬市2校、飯館村1校、川俣町1校、田村市1校。9月以降に再開した学校:双葉郡4校)

臨時移転による開設校は、他の学校に間借りをしたり、統廃合で廃校になった学校を利用している。間借りしている学校では、教室スペースが十分に確保できない。1つの教室を区切って授業を行っているところも多い。あるいは、各校が学年ごとに集まり、合同授業を実施しているところもある。

南相馬市の小高区の小中学校は、鹿島小にすべて集まっている。(鹿島小には自校他6校が集まっている)子どもたちは避難先からスクールバスで通学している。

飯館村の学校は、隣の川俣町に臨時移転している。3つの小学校は、1つの小学校に同居し、職員室は合同で、校長・教頭が1つの職員室に3人ずついる、授業は、学年ごとに合同で行われている。指導者は3人で行っている。学級経営や授業の組み立てに意見の相違も出て、悩む先生も出ている。

臨時移転の学校は、子どもの数が在籍数より大幅に少なくなっている。そのため、教職員の数が減らされ、「兼務」でほかの学校に配置されている職員も多い。また、次年度以降の存続の不安も出ている。

(高校11校はサテライト校 4月以降、南相馬市にある高校は自校へ、他の高校は、サテライト校を1カ所に集約する学校と拠点校を中心としたサテライト校を設置

する学校が出る見通し。)

11月末で臨時休業のまま再開していない学校

双葉郡内小学校10校(4月再開準備3校)

双葉郡内中学校 5校(4月再開準備2校)

学校統合とならないようにそれぞれの学校機能は残しているが、次年度以降の学校の存続も不安。何とか再開を目指す動きが出ている。しかし、子どもが帰ってくる保障もなく、再開する場所もなく、地教委は再開のみに急いでいる状況。

(2)子どもたちの教育の機会均等、教育を受ける権利が著しく阻害された。子どもたちは元の学校に籍を置いたまま、県内外の学校に転入している。

原発事故以降、避難をしている小中高、特別支援学校の子どもは1万8千人以上(8月末)

県内避難(転校)

県教委調べ(12/1現在) 5,563人

(幼~小3,165、中1,603、高783、特12)

県外避難(転校)

県教委調べ(12/1現在) 9,111人

(幼~小6,213、中1,764、高1,022、特112)

高校進学に大きな混乱が生じている。

次年度募集定数・学区など例年と異なる状況下での進路指導を行わなければならない。子どもたちが進路を決定できない。

障害のある子どもの支援が不十分

特別支援学級に所属していた子どもが、避難先の学校に特別支援学級がなく、遠くの学校まで行かなければならない。避難により、これまでの指導記録が引き継がれず、その子どもにとっての留意事項もわからないまま、支援教育が行われている。

転入してきた子どもが、環境が変わったことで様々な不安を抱いている。また、前からいる子どもとの関係をつなぐのに苦労している。

(3)教職員も被災者。避難を強いられた教職員は困難な中での教育活動を進めている。

臨時休業となっている小中学校の教職員数

小学校約800人、中学校約500人  
多くの教職員が、元の学校に籍を置いたまま、「兼務」という形で県内の学校に配置。

県教委は、「自校の子どもが転入している学校に兼務を命ずる。子どものケアを行うため、全県の視野での配置とする。」という方針の下、学校を指定し強制的に配置を進めた。この方針に縛られ、片道60km～100kmもの遠距離通勤、勤務のために家族がバラバラになるなど状況極めてきびしい勤務を強いられる教職員、「兼務」の職務内容が不明確で、気遣いの毎日を送る教職員が多数出た。

4月から「兼務」が解除となり、人事異動が行われる。4月から生活はどうなるのか、自分の勤務地はどこになるのか不安の声がたくさん寄せられてくる。

「家族一緒に生活したい」「やっと生活基盤ができたので、ここで動くわけにはいかない」「遠距離通勤を解消して欲しい」「親の介護をしなければならない」など要望がたくさん出されている。

組合員の生活基盤の安定と勤務労働条件を改善させるのが、県教組の最も重要な役割である。

(4)多くの子どもたちが県外に転出したことで、教員の過員が生じたと県教委は言う。

小・中学校の教員採用試験の中止決定

2012年度は小中学校、特別支援学校の小・中等部の教員採用はない。

県教委は、県外に行った子どもたちが戻ってくる環境作りをすべきなのに、それを早々に放棄したと言わざるを得ない措置です。少人数であっても、教員採用を行うよう繰り返し要求している。

臨時採用教職員の次年度の採用が困難の通知

(5月県教委)

次年度の小中学校の教員採用なし、正規教員の過員が生じている中で、講師の雇用は厳しいとの判断を示す。

次年度の再任用の凍結

再任用についても行わない。今年度退職者で再任用を希望する人は臨時的任用による雇用となる。

子どもの数が少なくなったことによる数字上の過員。教育現場の現状における教職員の加配要求。大きな矛盾の中で...

県教組は、県外に転出した子どもたちの学籍は臨時休業になっている学校にあり、教職員も「兼務」として働いていることから、定数上も過員とはなっていないし、教職員はたりない状態として加配を要求してきた。

3. 放射性物質で汚染された地域で、そこで暮らす人々、特に子どもたちの命と健康が脅かされている。確かな安全を確保するため、あらゆる対策の実施を！

(1)子どもの安全、安心を守る対策

分会支部からの情報と被災地訪問・分会オルグ等による実態把握と課題の整理

要求書、要請書、申入書等の提出と県教委交渉の実施。3.16県教組声明と緊急要請(県教委)を初回に、6月までに原発事故に関わる文書による安全確保要求・要請等を7回提出し交渉

日教組・日政連を通し、被曝線量の低減、就学援助に関する要望、被災校教職員の勤務等について文科省への要請を実施(5/7)

(2)心のケアが必要な子どもたちが多く出ている。阪神淡路大震災後の取り組みを参考に、十分なケアの実施を要求。

全県の子どもたちの心のケアの必要性の実態調査を要求

県教組が6月に簡易調査をした結果、転入生のいる小中学校の4割で、心のケアが必要な子どもがいるとの回答。

- ・地震(余震)に対する恐怖感を持っている子が多い。小さな地震や風邪の揺れなどにもおびえる。
- ・なかなか学校になじめず、不登校気味。「どうしてこんな状態になったのか」と嘆いている。

教職員の加配と学校カウンセラー・ソーシャルワーカーの配置を要求

県内のすべての学校における、心のケアを必要とする子ども実態を教育委員会が詳細に把握し、具体的ケアを行うように人員配置をすることを強く要求している。

第1次補正でスクールカウンセラー派遣事業として30

億円が組み込まれ、第3次補正でスクールカウンセラー派遣事業として4億円が組み込まれた。文科省は概算要求として12年度55億円を要求。

(3) 確実な放射線線量低減と安全確保を！

～要求・要請が徐々に実現～

文部科学省が4月19日に示した、年間20mSvの暫定基準に対して県教組は声明を発信、県教委(4/26要請)、文科省(5/7要請)に対し要請を行う。

県内では、地域・保護者の強い要望で、校庭の表土除去が、国・県の指示・決定なしに市町村の独自判断で始まった。(国や県は第2次予算等で、後追いで費用負担の対応を行っている)

< 福島市立K小学校の線量 >

表土除去前(7月9日)

校庭 2.13～2.37  $\mu\text{Sv/h}$  (平常値の約60倍)  
教室内 0.14～0.22  $\mu\text{Sv/h}$  (平常値の約4～5倍)  
プレハブ校舎 1.90  $\mu\text{Sv/h}$  (平常値の約60倍)  
体育館 0.26  $\mu\text{Sv/h}$  (平常値の約6倍)

表土除去後(12月21日)

校庭 0.18～0.23  $\mu\text{Sv/h}$  (平常値の約5～6倍)  
教室内 0.09～0.11  $\mu\text{Sv/h}$  (平常値の約2～3倍)  
プレハブ校舎 0.14  $\mu\text{Sv/h}$  (平常値の約3倍)  
体育館 0.13  $\mu\text{Sv/h}$  (平常値の約3倍)

教室の窓は閉め切り。エアコン・扇風機の設置の要望が強くなり、これも国・県の指示・決定なしに市町村の独自判断で始まった。(国や県は第2次予算等で、後追いで費用負担の対応を行っている)

5月27日、文部科学省は線量低減の目標年間1mSv以下を通知

県教組は県教委交渉で、これは子どもたちが学校にいるときだけの基準。残りの2/3の生活はどうするのか。通学路、地域、自宅を含め、子どもの生活圏全体の線量の低減を早急に進める必要があることを強く要請。

< 福島市K小学校学区内の住宅地・公園等の線量 >

1月14日時点での線量(平常値0.04  $\mu\text{Sv/h}$ )

(ア)公園内 空間線量 1.48  $\mu\text{Sv/h}$ (約37倍)  
芝生の上 2.17  $\mu\text{Sv/h}$ (約54倍)  
(イ)河川敷公園 空間線量 1.65  $\mu\text{Sv/h}$ (約41倍)  
芝生の上 2.58  $\mu\text{Sv/h}$ (約65倍)  
(アスファルトの割れ目) 7.31  $\mu\text{Sv/h}$ (約180倍)  
(ウ)住宅外の空間線量 1.05  $\mu\text{Sv/h}$ (約26倍)

表土 2.23  $\mu\text{Sv/h}$ (約55倍)  
雨樋の下 12.0  $\mu\text{Sv/h}$ (約300倍)

原発事故から10ヶ月経過した現在、高圧洗浄機やブラシによる除染では、放射性物質を異動させるだけで、大きな低減は期待できない。下水・河川の放射能汚染が問題となっている。新たな除染方法の開発が求められる。

(4) 子どもたちの長期の健康診断の制度を要求。

県独自での実施となったが、健康診断の実施方法と治療体制が不透明。

県民健康観理調査で18歳以下を対象に、子どもたちへの甲状腺検査。対象36万人。12.9浪江町・飯館村・川俣町・南相馬市の約2万人実施。

12年度から県内各地で実施、14年度までに1回実施(県外への避難者にも対応)

子どもたちが付けている個人積算計について、データをどのように使用するのか、健康対策にどう活かすかなど方針がない。治療体制や被曝軽減策についての方針も不透明。また、データ管理や、プライバシーと人権に関する配慮についても示されず。

ガラスバッチ(個人積算計)

表示範囲0.1mSv/m(0.01mSvレベルは切り捨て)

県内各市町村の発表データは、ほとんどが0.0mSv/m～0.3mSv/m。

< 参考 >

0.1mSv/m; 0.05～0.14mSv/m とは、年換算で0.60～1.68mSv/yとなり、時換算で0.07～0.19  $\mu\text{Sv/h}$ となる。年間1mSvを超える。

0.2mSv/m; 0.15～0.24mSv/m では、年換算1.80～2.88mSv/y、時換算0.20～0.32  $\mu\text{Sv/h}$ 。年間1mSvを超える。

4. 学校給食をはじめとする食の問題をどうするか

食品の問題は、生産地だけの問題ではなく、流通の問題も絡まり全国に波及していく問題です。食品の安全性の確保をするためサンプル検査ではなく全量検査によるデータ公表が必要。

食材の購入に関して生産地・流通関係の選択・チェック・公表、検査機器の導入も進みつつ有り、独自検査が始まっているが、測定作業は業務外。多くの課題があり給食業務は極めて多忙！と問題は山積みだ。

第3次補正に学校給食環境整備事業が盛り込まれた。

文科省が12月1日、学校給食における目安を40Bqにすることを発表。(飲料水・牛乳・乳製品の暫定基準値が200Bq/kg。その1/5を目安に40Bq/kgとした)

文科大臣は翌日の記者会見で、基準ではなく学校給食の放射能測定器購入の補助金対象の機器について40Bq/kgを検出限界とすると説明。これでは40Bq/kg以下は不検出となり、結果して40Bq/kgが基準ということになる。この数値では安全・安心を担保できない。

どんなに放射線量が少なくても、健康に影響を与える場合があることが明らかになりつつある。人体への健康影響に関して放射線の「しきい値」はない、と考えるのが一般的で、食品の安全な基準は設定できない。消費者が判断すべき問題となるが、放射能の測定は、出荷時に行うことが必要である。測定結果を表示することも重要となる。

食の問題については、生産者との関係もある。農地の徹底した除染、汚染地域で栽培された農作物については、国、東電の買い上げなど、安全と補償をセットで進めることが必要である。魚介類についても同様のことが言える。

## 5. 子どもの人権を軸にした「放射能の教育」の指導資料作成を模索

文科省の放射線副読本は、原発事故で苦しむ人々の思いには全く触れず、学習指導要領のねらい達成の教材であり、東電など電力会社の経営陣が役員を務める「日本原子力文化振興財団」が作成したもので、原子力施策の擁護と推進が主眼となっていることに問題がある。

県教組は、文科省の放射線副読本を批判検討し、12月に見解を出した。また、11月に、県教組に放射線教育プロジェクトを立ち上げた。次年度にはカリキュラムづくり(実践例・資料を含めた教材作成等)を行う。小学校低学年から段階的に「放射線教育」を行う必要がある。子どもの権利条約を活かし、人権・命を基調としたカリキュラムの開発が必要。教える内容と、子どもたちが共に考えていける教材作成を目指す。

学校現場では、この1年間様々な学習活動の制限を行ってきた。教育課程が実施できない内容も出ている。様々な工夫をしてこの1年間はしのいできた。

小学校の生活科では、どんぐりなどの木の実を全国

から送ってもらって使うなどの取り組みも行われた。近くにたくさんある木の実を使えない、身近に自然とのふれあい学習ができないことに悲しさを感じる。

一方、体力の低下や学習指導要領の実施について、次年度は今年度のように制限ができるかという、耐えきれない状況にある。教育課程の編成にあたり、従来実施していた地教委単位での陸上交歓会(大会)、水泳大会、球技大会などが再開される計画がもりこまれている。放射線量がまだまだ高い中でどのような活動ができるのか。「安全だ」と言い聞かせて実施するのか。保護者の不安、子どもの不安の中で学校(教職員)の対応が迫られる。教職員の判断はつらいものとなる。

子どもは、「大人が放射能は怖い」といえば怖がるし、「大丈夫だ」といえば気にしない。放射線・放射能についてのしっかりした理解をしていない。(大人も同様である)そこで、放射線教育は必要となってくる。

文部科学省も放射線教育を進めているが、「一度に100mSv以上の放射線を受けた場合でなければ、生涯被曝量が100mSv以下であればそれだけを原因として癌などの病気になるという明確な証拠はない」など、健康リスクについては、ICRPの基準を出して「安全」を説いている。原発についての扱ひも薄く、触れないことで原発容認を植え付けるものとなっている。

また、文科省の副読本には、人権や尊厳、命の大切さなど、放射性物質に汚染された地で生活することの最も大切な視点がない。「受ける量はできるだけ少なくすることが大切」などとするだけで、どうすればよけいな被曝をしないようにできるのか、被曝した場合どうすればよいのかなどについては全く触れていない。

私たちは、人権・命を軸とした放射線教育を目指したい。子どもに事実を教えることに不安を感じる教職員も多い。しかし、自分を守るため、命を大切にするために学ぶと言うことを大切に、「怖がらせない。脅さない」教育、みんなで考える教育、ケアを伴った教育を目指していきたい。